

|      |  |
|------|--|
| タイトル | Harald Koch, Die Verbandsklage in Europa :<br>Rechtsvergleichende, europa-und<br>kollisionsrechtliche Grundlagen |
| 著者   | 佐藤, 弘直   |
| 引用   | 北海学園大学法学研究, 44(1): 127-142   |
| 発行日  | 2008-09-30   |

## 紹介

## Harald Koch, Die Verbandsklage in Europa

—— Rechtsvergleichende, europa- und kollisionsrechtliche Grundlagen ——<sup>(1)</sup>

佐藤弘直

一 本論文紹介の意義

消費者と事業者との間の情報の質およびその量並びに交渉力の格差を起因とする、消費者と事業者との間の契約（消費者契約）に関する紛争が増加してきた。そこで、消費者契約の適正化を図るために、消費者契約を幅広く対象とし、消費者が当該契約の取消しまたは契約条項の無効を主張できる場合を類型化した具体的な民事ルールを規定する消費者契約法が、平成一二年に制定された。これにより、被害を受けた消

費者を個別的・事後的に救済することができるようになった。しかし、消費者契約に関係する被害は、一般に、同種の被害が多数の者にわたるといふ特徴をもつため、同法制定によっても一般の消費者の被害の未然防止・拡大防止を図るまでには至らなかった。

不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図り、消費者契約の実効性を確保するために、消費者に代わって事業者の不当な行為を抑止する担い手となることが、消費者団体に期待されていた。<sup>(2)</sup>しかし、消費者団体の自主的活動には、法的裏

資 料  
付けがないことから、消費者団体の活動には限界があった。  
そこで、消費者契約法の実効性確保のためには、紛争を究極的に解決する新たな裁判制度——消費者団体訴訟制度——の導入が必要であると考えられていた。

ドイツ等で採用されている団体訴訟制度を我が国の法体系に導入するには、消費者団体の当事者適格および訴えの利益についての理論的根拠および現存の司法制度との調整において問題があったため、同法制定時は、消費者団体訴訟制度の導入が見送られた。しかし、消費者団体訴訟制度導入の検討の必要性が、同法制定の際の衆参両院の附帯決議等において指摘されていた。国民生活審議会消費者政策部に消費者団体訴訟制度検討委員会が設置され、消費者団体訴訟制度の導入が検討された。そして平成一八年に、消費者の被害の発生または拡大を防止するため、適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができるようにすべく消費者契約法が改正されたのである。<sup>(4)</sup>

この改正において、適格消費者団体に差止請求権が付与されたことにより、差止訴訟における訴訟追行権限を、適格消費者団体が有するとの立法的解決が図られた。立法的解決が図られた以上、適格消費者団体の訴訟追行権限の理論的根拠

について、もはや議論する意義が失われたともいえる。しかしながら、消費者が取引において置かれている状況の変化に応じた改正作業を進めるという立法者の態度は、消費者契約法制定当時から一貫している。このような立法者の態度からすると、消費者が被った被害の回復の実効性を確保するため、適格消費者団体に損害賠償請求訴訟における訴訟追行権限を付与することを、立法者は追及し続けている、とみることができよう。<sup>(5)</sup>とすると、適格消費者団体の訴訟追行権限についての考察は、依然として意義を失っていない。そこで、団体訴訟制度をすでに採用しているドイツからみた欧州各国での団体訴訟制度を、保護される利益、団体が裁判上行使しうる権利の内容及び性質等の点から考察する本論文を紹介することにした。<sup>(6)</sup>

## 二 本論文の概要

本論文の著者Harald Kochは、ロストック大学法学部教授であり、欧州共同体の手続法とりわけ国際手続法、比較法、集合訴訟(Sammelklagen)および集団の権利保護並びに国際商法とりわけ契約法および保険法を中心に研究をされている。本論文はこの研究成果の一部である。

本論文は、A テーマの設定、B 適用可能範囲の概要、C 法制度比較の基礎、D 団体訴訟規定に関する欧州共同体(以下、E Gという)の権限、E 国境を越えた団体訴訟およびF 結論と法政策上のガイドラインの六部からなる。以下にその概要を紹介する。

1 Aでは、欧州におけるVerbandsklagen(「団体訴訟」という本論文のテーマを、団体訴訟による法的救済の法制度を比較する上での基礎、欧州流の団体訴訟制度が副次的な欧州共同体法(以下、E G法という。)に基づいて加盟国の国内法に転換されたことおよび国境を越えた団体訴訟に関わる訴権を対象に設定した、と説明されている。

また、欧州流の団体訴訟に関する背景として、以下のことが指摘されている。一方では、裁判外での権利追及(警告)が期待どおりの結果をもたらさない場合であっても、手続上の行為にも助言または忠告の効果をもたらす、諸団体による増加する国境を越えた助言活動およびその試みがなされていること。他方では、「消費者の利益保護のための差止訴訟に関する欧州共同体指令(以下、E G指令という。)<sup>7)</sup>が、団体訴訟の法制度比較上の観点およびE G的観点に関係することの十分な根拠となっていること。そして、その例としてドイツ

でのE G指令の転換状況については、ドイツが欧州閣僚理事会においてE G指令に反対したが、E G指令採択後は国内法の部分的調整を可能な限り行っている。現行法の部分的変更には終始しているようにみえるが、それは無計画になされているのではなく、法改正のための事前準備に有益であるように調整してきたためである。

次に「団体訴訟」について、ドイツを例に挙げて以下のとおり定義づけられている。ドイツにおいて特別な訴権が承認されるのは、集団あるいは集団構成員の固有の利益のためではなく、個人を超えた利益、時には有効な支配や法実現に対する公の利益のためである。「団体訴訟」は、厳格に定義されたグループの利益のために訴えを提起する団体訴訟(集合訴訟(Sammelklagen)、集団訴訟(Gruppenklagen))には含まれない。「団体訴訟」では、ときには団体が訴訟当事者たる地位に立って訴えを提起する、さもなくば団体が同種の被害者の自称代表者の地位に立って訴訟を進行する者として登場する。これによって、受動的な地位にある集団構成員に対しても拘束力ある判断の効力が及び得るのである。典型的なクラスアクションを集団訴訟(Gruppenklagen)というのであって、欧州的な異型のみを「団体訴訟」という。

2 Bでは、ドイツにおける適用可能範囲が概観されている。ドイツにおいて民事訴訟上の特殊な地位が団体に与えられているとしても、団体に与えられたその地位は、一般的な訴訟法上の要請からではなく、その当時の実体法にその理由がある(Dでさらに詳しく述べられている)。EG指令も、一定の、区別されて定義されている消費者の集積された利益の保護のためにのみ、有資格組織の訴権を予定している。EG指令から読み取れることは、委員会が差止訴訟の実例の積み重ねに基づいて、事物的適用範囲を変更する予定であるということである。著者によると、まさに各法制度を比較した実例が団体訴訟の適用範囲の新たな拡大を予告しているから、この拡大についての議論が有益である、とのことである。労働法、環境法、金融市場法、大量損害に関する債務法の領域では、国外において、部分的であるにせよドイツにおいても、(いざれにせよ事実上)集団的訴権(kollektive Klagebefugnisse)がすでに利用されている。この点に関して、いくつかの法領域において、団体訴権に関する許容や拡大に向かう意義はある、「集団」が原告たる団体によって代表されうるかにある。消費者法においてその「集団」とは、きわめてあいまいな消費者像にすぎない。そこで団体訴訟の議論は、実体法上の適

用範囲とは異なった法政策的議論を呼び起こすことになる。3 Cでは、法制度を比較する上での基礎として、(1)差止権(Unterlassungsrechts)の保護その他の法的救済、(2)クラスアクションとの比較、(3)公共機関の訴訟権能および(4)訴権と手続きの流れが、以下のように述べられている。

(1) 差止権の保護その他の法的救済

まず、欧州各国の団体訴訟の法制度が比較して考察されている。ドイツ現行法では、妨害排除のための法的保護(差止め、除去)に関する制限はどちらかというところである。しかしフランス、スペイン、ギリシャでは損害賠償をも対象としているし、オランダでは契約履行、契約解除・取消などにまで向けられている。これに対し、スカンジナビア諸国やイギリスでは、多くの個人の利益の集積が目的とされる集団訴訟は、けつして妨害排除のための法的保護に限定されていない。EG指令では、「差止めに関する指令」と明記されているにもかかわらず、法的救済は単に補充的に公告規定や執行規定について、「違法行為の停止または差止」を想定しているにすぎない。

次に、EGにおける消費者保護の変遷が紹介されている。一九七五年に欧州経済共同体の第一次消費者プログラムの中

で、より早い、より有効な、より安価な手続によって損害に対する適当な補償を求める請求権が、消費者の基礎的な権利のひとつとして挙げられている。その後一九八七年に消費者政策に関して欧州委員会と欧州議会は、集団的利益の行使を諸組織も可能とする計画を委員会報告書で表明した。著者によると、この報告書は、一方では法適用実現可能性のためのものであり、他方では法的救済に関して集団的権利実現可能性を制限することに対して責任を負うという、差止訴訟のより優れた性質の表明である、とのことである。また、差止訴訟の予防的性質とこれによって集約した各個人の損害賠償請求の回避が達成可能であることも、消費者の権利への接近の「緑書」において特に強調されている。損害賠償を対象とする団体訴訟は、欧州ではおそらく調和的説明は難しい。というのもそれは、損害概念、判決の既判力の効果および被害者等への補償額の分配についての、法的ドグマと法政策上の問題が解決していないからである。

続いて、団体訴訟制度における保護利益が説明されている。まずドイツでは、一八九六年の不正競争防止法(UWG)において、「営業上の利益を促進する諸団体」に関してすでに団体訴訟制度が導入されていた。当時の団体訴訟制度が事業者

の保護にあつたことから、団体訴訟制度が、競争の行き過ぎに対抗するような公の利益の保護を目的としていることは明らかである。ドイツの競争法や契約法における団体訴訟制度が、個人の集積された利益や集団の利益ではない利益を擁護することによって、団体訴訟制度の成果をもたらしている点に特徴がある。そしてこのことから、団体訴訟制度の訴権が団体構成員の利害に明らか<sup>8)</sup>に左右されずに付与されているといえるから、ドイツの団体訴訟は(有効な権利実現に対する)公の利益の観点から位置づけることができる。

また、ドイツ以外の国については、以下のように説明されている。フランスでは、一九一三年最高裁判所が「専門的企業連合」(職能組合及びその他の営業者団体、労働組合)に「専門的集団利益に関する」訴権や調停申立権限を与える決定をした。その利益は個々の団体構成員の集積された利益ではなく、職能階級の抽象的定義が可能な利益である。「専門的利益それ自体」である。ギリシャでは、一九九四年の消費者保護法において、団体訴訟制度が消費者の一般的利益を保護の対象としている。差止めと並んで非財産的損害賠償の場合も、「集団的な消費者利益」を保護の対象としている。ほかのローマ法系たとえばスペイン、ベルギー、ルクセンブルグおよび

料 イタリアでも、一般的利益が保護の対象とされている。オラ

資 ングでは、一九九四年以来民法が、特定の法領域に限定され

た集団的訴権に関わらない、他人の利益とともに団体によつて追求されうる一般的利益を承認している。公の利益のためでもあるが、第三者のためでもある訴権は、一九八六年のオランダ最高裁判所の決定に表れている。オーストリアでは、競争法上及び消費者法上の団体訴訟なかならず差止訴訟は、職能団体、競争団体、消費者団体による提起が可能である点に特徴がある。もともと今だに支配的な社会協力関係という空気一色の中で、訴訟資格は、事実上、公の法的団体や委員会に限定されている。ウィーンの消費者情報（VKI）に関する公益社団は、私法に基づいて組織化されている。しかし、その組合の構成員として社会協力関係団体が登場する結果、消費者団体訴訟自体は、非常にコントロールされているから、ほとんど申立てはない。最後にスイスでは、一九八六年以来、UWGが、差止めを求める消費者団体訴訟を規定し、その訴えに関して、訴訟法上の類型自体は州法に委ねているが、実体法上の性質決定は競争法に関する連邦の権限によることが強調されている。大量損害に関する訴訟上の問題について、集団訴訟の導入をめぐる法政策上の議論が活発になさ

れている。

以上の各国の法制度および保護利益の比較から、以下の点が言及されている。団体訴訟が構成員の利益のためでなく、公の利益のために提起されるとするならば、資格、代表者および構成員の構成形態について、さまざまな制約を受ける。すなわち、団体や財団は権利能力をもって組織化され、継続して存在していなければならない。また、ある一定数の構成員が必要とされ、国の登録手続や認可手続において、独立性、定款上の任務、団体の本来追求すべき利益が明示されなければならない。このような規制があるのは、濫用的な訴訟提起が、職業団体や他の利益団体以上に行われやすいと考えられているからである。さらに、「事前手続」において調停または交渉による解決が真摯に試みられたことが、各国において団体訴訟の提起を許容する要件のひとつとなっている。適切な裁判外での交渉を団体に委ねることの許容性は、団体が代表する「社会的任務」から肯定される。このような事前続きは、EG指令にも見られる。

## (2) クラスアクションとの比較

ドイツでは、EG指令の国内法への転換に際し、クラスアクションが考慮されている。この法政策的考慮がどの程度重

要であるかは、クラスアクションについての手続上の機能条件による。そしてそのメルクマールについて、団体訴訟 (Verbandsklage) と集団訴訟 (Gruppenklage) とでの決定的な相違点は、訴訟追行者によって代表され、かつ、主観的既判力の作用を伴って代表される利益にある。すなわち、団体訴訟の原告は、一般的利益を代表し、したがって個々の権利の担い手の利益と競合することもないのに対し、集団訴訟の原告は、拘束力を伴って、場合によっては排除の作用を伴って個々の集団 (クラス) 構成員の権利を代表する。

集団訴訟手続において、訴訟追行に消極的な集団構成員にとって有利な結果となるか否かにかかわらず、既判力の主観的範囲においてその効果が及ぶ。すなわち、訴えがその事案において棄却されたとき、その効果として、個々の構成員は新たな訴えを提起できない。さらに、消極的な集団構成員に対し生じる手続の結果たる拘束は、判決の場合のみならず、和解の場合にも生じる。このような拘束を受けることから、訴訟に関与していない集団構成員にも、代表者による利益代表の相当性に対する高度な憲法上の要請 (適正手続) すなわち集団 (クラス) から離脱し、自己の権利を自ら訴求する可能性を残すため、集団構成員への通知が要求される。

以上のことから、欧州においては次のことが妥当する。損害賠償を対象とする集団訴訟は、法政策上の議論では、個人の権利保護と集団訴訟の「リスクと副作用」とを入念に比較考量することが課題である。そのため、消費者法および環境法の領域において、またわずかな個人の被害による大量損害の場合において、効果的な権利追及を図り、適正な機能をもつた利益の代行を確保するために、認可団体が訴訟当事者として登場する集団訴訟の導入が、一般に論じられている。

(3) 公共機関 (会議所、官庁、オンブズマン) の訴訟権能

EG 指令においては、組織の訴権のための選択肢のひとつとして、*「独立した公的機関を予定している。これは、効果的な権利追求のための公の利益が伝統的に公共機関に委ねられているイギリスおよびスカンジナビア諸国の考え方によって由来している。そしてこの立場から、両国の制度が以下のように説明されている。スカンジナビア諸国では、ある種のコントロール権限や調停権限を与えられた、市民に代わる独立した苦情処理機関の典型であるオンブズマン制度がある。消費者オンブズマンは、消費者 (自身) の権利を真つ先に法律上主張しうる。助言も表明しうるし、自ら禁止処分をすることができる。さらに、重大な権利違反行為に対しては、訴訟手続*



きの過程で制裁（過料）を科すこともできる。したがって、公の利益の代表は、損害賠償訴訟を対象としない。またイギリスでは、公正取引庁長官が、消費者保護事案において、独立した訴権を有している。だがその訴権は、差止要求に限定されている。

権利追求の権限が行政庁に排他的に留保される場合、さまざまな理由から訴権が行使されず、それによって効果的な権利追求への利益が無視されるといふ危険が当然ある。というのも、オンブズマンや公正取引庁が一般的行政から形式的には独立していても（指示からの自由という意味で）、政策上の抑制に従い、また財政的基盤が行政に依存したままであるからである。著者によると、そうとはいえずドイツにおいても行政官庁に訴権を付与することが議論に値するであろう、とのことである。

#### (4) 訴権と手続の流れ

各国の法制度の比較から、ドイツでの団体訴訟法の改正でも顧慮されるべき、訴権と手続の流れに関する考え方が、以下のように確認されている。E G指令が差止権保護に限定して定められているとの理解は、これまで述べてきた集团的訴権の一般像に沿うものではない。E Gは、各加盟国に、E G

指令の転換に際して、集团的権利保護を一般的に修正することを、そして団体訴訟による法的救済が可能であるならば損害賠償を対象とすることも妨げていない。このように拡大された団体訴権を許容するために、ドイツでは、個人損害の賠償が関心事ではなく、むしろ利益の吸い上げ、予防的效果に実効性をもたらずだけの、効果的な制裁が重要であると考えられている。すなわち、全体損害を算出し、不当な利益を吸い上げ、そして得られた賠償金を合目的に使用するのである。侵害された権利やそれによる被害者の集団について定義し、場合によっては専門的な事後の評価（民事訴訟法（ZPO）二八七条）によって算出される特定の損害に関して、法律上の訴訟担当制度を利用した提訴を可能とする団体訴訟が、効果的である。

団体訴訟によって下された判決の既判力は、同一の事案によるすべての個々人の請求権に論理的に矛盾なく及ぶから、団体によって代表された被害者のみを拘束するにすぎない。したがって、第三者及び他の団体は、別訴を提起することが可能である。既判力の効果が、団体の構成員に限らず及ぶことからもたらされる競合状態は、後訴の被告からは、訴訟係属しない既判力を異議事由として反論することによって調整

ができる。また、別訴の訴訟物が被告の違法行為によって発生した全損害の請求であることから別訴が反復して提起される危険は、被告である事業者からは、団体の認可の要件を限定することによって回避ができるであろう。この訴権を有する団体は、単にその構成員の請求権だけでなく同種の被害者の利益も、さらには間接的ではあるが公の利益をも代表する。したがって、団体の信頼性と正当性を確保し、かつ、目的外提訴や濫訴から経済活動と裁判手続きを保護するために、団体の組織体制に対する最低要件と定款上の任務に従った業務の遂行が求められる。

EG 指令は、訴権が承認される団体の国家への登録手続きを前提とするものの、その要件や手続きを各加盟国に委ねている。ドイツの文献では、団体による訴権の濫用のおそれがある、と指摘されている。しかし、ドイツで実際に濫訴による苦情が公表されていないことからすると、UWG で定められている許可基準は、妥当である。さらに、団体の登録が原則にしたがって承認されることは、訴訟追行権を有することを物語り、その結果法的安全性がもたらされるから、特別な（裁判上の）登録手続きによる認可が利点となる。

団体訴訟に関する決定的な問題は、資金面にある。団体訴

訟の活動費についての金銭請求が裁判上認容されると、その後の団体の活動規模が大きくなり、それにより活動も濫用の傾向を示すようになる。また、集団訴訟および団体訴訟には、弁護士が携わる。原告が勝訴した場合、被告が弁護士報酬を利益の割合によって負担するから、賠償額は吊り上げられる。その結果、高い割合で和解に向きがちである。この和解が新たな問題を生む。すなわち、判決においてのみ達成しうる、権利の存否を公に知らしめる効果という機能が損なわれる。

団体訴訟によって擁護される、公に知らしめる効果という機能に照らすならば、団体訴訟に関する費用は、直接的には団体活動の公的補助金を通じて、間接的には費用規則や手数料規則を通じて、助成されるべきである。

4 D では、団体訴訟規定に関する EG の権限に関して、EG 指令の到達すべき指標として、(1) 消費者の権利へのアクセス、(2) EG 指令の補完性および (3) EG 指令と他の指令における各規定との関係が取り上げられている。

(1) 実体法と訴訟法における EG の権限と消費者の権利へのアクセス

EG による消費者政策は、以下のとおりである。欧州委員会と欧州議会による初期の消費者政策の第一歩は、一九九二

年のEG条約の「消費者保護」であり、その後修正され、消費者の権利へのアクセスが明確化された。そして、消費者のために裁判上の権利保護の制度が用意された。もともと欧州委員会は、一九八五年すでに消費者の集団的利益を裁判上権利主張する団体にも権利へのアクセスが承認されるべきであると発言していた。欧州議会もそれに応じて、一九九四年四月二二日の決議で、委員会を強く支持した。

EG指令に関する具体的な権利根拠として、EG条約一五三条(旧一二九条a)が、特に重要である。というのは、一五三条はその一項で、消費者の利益を促進する団体の資格及び消費者の利益を追求するための団体を結成することに関し、消費者の権利の要件を想定しているからである。

EG指令は、調和的措置を定めるEG条約九五条(旧一〇〇a条)を根拠として採択されている。そうすると、域内市場の確立のために権利の調整が必要となる。そこで域内市場の実現化について、EG指令は、消費者による国境を越えた権利追及が緩和されるべきであることを一つの目標としている。もともとEG指令は、各加盟国の手続原則や手続規則の調整または調和が難しいという国内事情を考慮して、国境を越えた訴権については、規定していない。したがって、団体

訴権について各加盟国内の訴訟法の細部にわたる検討が重要である。しかし、EG条約は、司法手続の統一化の過程において、国境を越えた手続きの簡素化を達成したし、また加盟国内で通用する民事手続規則の調和の促進をきわめて当然のこととしている。そこで、統一化に向けた権利保護の構造との強い関連から、特に抵触する各加盟国内の訴訟法規則も、各加盟国間で同等に実現が可能となるように統一化される必要がある。

## (2) EG指令の補完性

加盟国間の手続規定の調和が図られ始めたにもかかわらず、様々な分野の指令は、原則として、各加盟国の手続法に對しては国内法の特殊性を広範囲に承認している(指令の補完性)。EG指令は、もっぱら最低の保護水準において転換されるにすぎない(七条)。したがって各加盟国は、消費者保護規定を定めることまたは現行の規定を維持し続けることができる。

しかし、集団訴訟を導入した場合、EG指令が予定している有資格組織であることの証明書は、訴訟追行のためにのみ結成した集団には発行されないことが、この補完性に関連して問題となる。EG指令は、補完的立場をとるから、損害賠

償による法的救済には、消費者法においてより実効性ある権利追求手段を取り入れるべきである。特徴的なのは、すでに経済・社会委員会が一九九六年九月二六日のEG指令提案の中で、差止訴訟を推進する損害賠償訴訟を付加的に導入することを表明していたことであろう。最終的には、フランスやギリシャで実践されているような損害賠償のための団体訴訟と、クラスアクション型の集団訴訟との区別が、欧州においては団体クラスアクション (Verbands-Class action) の形式で支持されるであろう。

(3) EG指令と他の指令における各規定との関係  
EG指令の付表の中に掲げられている指令以外の指令にも、団体訴訟に関する規定は存在する。EG指令の適応する基準が、同指令の付表に掲げられていない指令に及ぼす影響をあたえているかについて、筆者の理解では、EG指令は、付表に掲げられている指令との関係において、集団の訴権の総則的規定である、とのことである。ドイツでは、たとえばUWGや普通取引約款規制法 (AGBG) が消費者団体訴訟を許容している場合であっても、UWGやAGBGにはその総則的規定がないことから、ZPOまたはその他団体訴訟を定めた法律の総則規定がそれらに代わって適用される。付表

に掲げられていない指令と関連なく導入される団体訴訟の場合が問題である。集団の権利保護システムの首尾一貫した原則からは、付表に掲げられていない指令との関係においても、このような特別の事情に対する総則的規定としての適用可能性が支持されてよい。

5 Eでは、国境を越えた団体訴訟について、適用可能な法と調和の限界について述べられている。

まず、EG指令による各加盟国の法律の統一化によって、国際民事法は不要となるかについては、以下のように理解されている。EGは、指令をとおして消費者の最低限の権利を保証する、共同体全域に亘る基準を創設した。だが、まだ統一のとれた法の規制には至っていない。というのも、指令が加盟国相互間を直接的に拘束しあうまでの効力がない一方で、転換にあたって各加盟国独自の法制度を許容したため、準拠法による解決の余地が残されているからである。国境を越えた訴訟活動については、EG指令二条二項は、国際民事法・手続法または国際民事訴訟法が相変わずその効力を有することを、明らかにしている。

次に、転換の対象が極めて限られていることから、EG指令による調和化には限界がある。というのも、指令は、訴訟

追行権の規制を加盟国の法律に委ね、有資格組織が消費者の権利の侵害への追及に対する正当な利益をもたねばならないことおよびこのような組織の訴権の承認手続きを一般的に承認国でも整備すること（四条一項）に限って規定している（二三条）からである。この承認規定は、その重要な準拠規定を確かに暗黙のうちに含んでいる。というのは、組織設立時の加盟国の法が「合法的な設立」について定めていることを前提としており、訴権の判断に関しては、その法律の基準性になお依拠しているからである。

さらに、訴権の範囲について適用されるべき（消費者保護）法の問題について未解決な点がある。指令は、「通常、違法行為の原因が発生した加盟国の法律が適用されるか、または違法行為の結果が生じた加盟国の法律が適用される」との立場に立っている。これまでのドイツの判例は、国際的な消費者法の問題を契約法上の問題として、または競争法上の問題として分類してきた。これは、利害が衝突した場所、それゆえ取引地法つまり消費者の判断に影響を及ぼした国の法が適用されることを意味する。なるほどドイツの団体訴訟の規定の中で、団体コントロールの基準に合致するドイツ法の規定が明示的に引用されているならば、ドイツ法の適用が訴権に関

しても前提とされていることを指していることになるであろう。ドイツ法の射程のこのような一方的な制限がすでにこれまで疑わしいものとされてきたならば、これは指令の転換後もまったく効果をもちえない。

以上のことから、EU内での団体訴権に関する形式的な要求は、団体の設立地法の適用を受け、それがEU未加盟国で承認されることは、確かであろう。そして機能的な団体訴権を団体の本国法に対する違反行為に限定することも、これと相容れないことに間違いない。むしろ外国の取引地法に対する違反行為も団体から責任を追及されうるであろう。いずれにせよもはや消費者法が欧州化へと進展しているのであるから、この課題を国内（の取引法）に限定することはできない。

6 Fでは、本稿のまとめが示されている。

(1) 個人を超えた権利は、欧州法上もアメリカ法上も、①ある特定の事物対象のための団体訴訟、②同種の被害を受けた一定数の者の権利を累積的に追及するために、一人のまたは数人の被害者自らによる集団訴訟および③オンプズマン等の行政機関による訴訟という三類型によって保護されている。

(2) 利益代表者が主観面においてより具体的（あるいは排他

- (3) いくつかの法秩序では、個人を超えた権利保護を消極的な手続目的に限定している。しかし大部分は、団体からの確認請求、損害賠償請求およびその他の請求が、適法であるとされている。
- (4) 集団的損害賠償訴訟によって、団体の構成員の損害と一致しない、非財産的損害と抽象的損害の双方が主張される（フランス、ギリシャ）。しかしそれは、代表者によって請求された集積された個々の損害であつて、可能な限り、集団構成員に吐き出されなければならない（クラスアクション、集団訴訟）。
- (5) 指令公布に対するEUの権限は、その消費者政策的信託、国内市場での必要的法適応および要求される司法上の共同歩調に基づく。共同体の権利追求が補完的性質をもつとはいえ、国内法での選択がまったく自由となるわけではない。各加盟国は、指令の明らかにより高度な基準を採用し、維持するために、より実効性ある（消費者の）権利追求に励んでいる。
- (6) 国境を越えた団体訴訟は、EG指令によって可能となり、

あるときは手続規定の調和によって、だが何よりも訴権に関する承認によって、可能となるであろう。

- (7) 国境を越えた団体訴権の承認は、裁判籍国において訴権の形式的要件がそれほど点検されないばかりか、設立国によって訴権が肯定され、受け入れられるのである。設立国での違法行為に関する訴権の射程の制限は、これと結びつくものではない。

7 6のまともに基づいて法政策上のガイドラインが示されている。

EG指令の転換がきっかけとなつてドイツでは、当時の実体法との関連において民事手続きに関する包括的団体訴訟法が提案された。この法案において、形式的要件として、特に裁判手続上の監督権限が許された手続経過（関係者の情報を含めた）及び判決または和解の既判力の主観的範囲を規制する訴権が定められていた。

損害賠償を集団的権利保護の目的とすることは、団体訴訟の形式でも合理的であり、従来の訴訟原則と相容れないものではない。認可され、裁判手続上監督される団体は、訴権の濫用から保護される。

訴訟費用の負担も特別な訴額規則または公的基金の保護に

料 によって制限されうる。

資 実体法上の原則がE・G法の適応の過程で拡大されるならば、非財産的損害賠償を制限することは、ドイツ法上特に合理的である。だがしかし、そうでない限り、団体訴訟によって、多数の個人的損害の集積された権利主張は、現存する損害賠償規則の原則を容認するよう推奨される。

個人の権利保護が法律上または事実上の理由から要求されるには不十分であり、そして行為規範が貫徹されるには効果的でないような分野が、実体上の適用範囲として、団体訴訟に関して特に問題である。これは一方で、指令の付表で引用されているE・G的調和の取れた消費者の権利である。これによって、消費者法以外での団体訴権も、すでに現行法秩序の中で導入されることが認められている。さらにまた、個人的損害がさほど大きくないことから各個人にとっては権利追求の価値があるとは思われない環境法または大量損害の賠償法においては、団体訴訟が有益である。

### 三 まとめにかえて

本論文は、E・G指令に基づき消費者の利益保護のための訴訟制度を導入する際の状況、とりわけドイツにおける国内法

への転換過程の状況を考察するものである。もともとドイツをはじめとして、E・G指令の採択前からすでに団体訴訟制度を導入していた加盟国も存在することから、E・G指令の転換と既存の法制度との整合状況にも言及している。また、保護される利益について、訴権を有する組織及び機関からその制度状況を比較考察している。さらには、団体訴訟と対比される集団訴訟とりわけクラスアクションとの対比に言及し、欧州においてクラスアクションの導入が可能かどうかについての検討がなされている。しかし、損害概念、被害を受けた消費者の損害に関わる団体訴訟および差止訴訟の判決の既判力の効果についてなど主に手続法に関わる理論についての言及はあるものの、それほど深いものではない。<sup>9)</sup>

我が国をみると、平成二〇年に消費者契約法が改正され、<sup>10)</sup> 差止めの対象となる事業者等の行為が拡大された。また、政府は、「消費者庁」という新しい省庁を平成二一年度に発足させる動きを見せている。消費者行政の在り方とともに行政庁による消費者保護への積極的な関与がなされようとしている。本論文の中でもイギリスにおける公正取引庁長官による事業者の行為の差止めについて解説されている。我が国でも、事業者等に対する規制の実効性確保のために、「消費者庁」の

差止訴訟への関与が検討される際に、有益な論文といえる。我が国での消費者の権利保護のための制度設計を検討する際に、団体訴訟に関する法制度及びその法制度を支える理論について本論文は、示唆に富んでいる。

- (1) ZZP113 (2000) S. 413
- (2) 消費者契約法制定の際の衆議院商工委員会における「消費者契約法案に対する附帯決議」および参議院経済・産業委員会における「消費者契約法案に対する附帯決議」において、消費者団体の役割が重要であると記されている。
- (3) ドイツの団体訴訟については、上原敏夫「団体訴訟・クラスアクションの研究」(商事法務研究会、二〇〇一年)が詳しい。また、近時のドイツの団体訴訟制度をめぐる法改正については、高田昌宏「団体訴訟の機能拡大に関する覚書き」福永有利先生古稀記念企業紛争と民事手続法理論(商事法務、二〇〇五年)が詳しい。なお、内閣府国民生活局が平成一八年改正にあたり公開した、「諸外国における消費者団体訴訟制度に関する調査」(平成一六年九月)の中で、ドイツ、フランス、オランダ、イギリス、イタリアおよびアメリカにおける団体による訴訟制度が紹介されている。
- (4) 消費者団体訴訟制度の創設について、消費者契約法改正の概要と評価並びにフランス、英国及びドイツにおける消費者団体訴訟等がジュリスト一三二〇号で特集されている。
- (5) 平成一六年二月二日に「消費者団体訴訟制度の骨格について」の報告書が国民生活審議会消費者政策部会消費者団体訴訟制度検討委員会から出された。その中で、消費者被害の損害賠償を消費者団体が請求する制度を導入するには、現行制度からでは被害者救済に不足を生じることなど制度導入の必要性を含めて、慎重な検討を要する、と記されている(四頁)。同委員会から出された平成一七年六月三日の「消費者団体訴訟制度の在り方について」(四頁)にも同様の記載がある。
- (6) 出口雅久「EU消費者保護とドイツ団体訴訟の新展開」立命館法学二〇〇〇年三・四号上巻五七〇頁参照。
- (7) Richtlinie 98/27/EG v. 19.5.1998, ABIEG Nr. L166 v. 11.6.1998, S. 51.
- (8) ドイツのUWG八条は、競争者、利益促進団体および商工会議所等に訴権を承認しているから、ドイツでは、当該構成員の中に被害者が存在する場合がある。したがって、団体等の構成員の利益が問題とされる。
- (9) Vgl. Greger, Neue Regeln für die Verbandsklage im Verbraucherschutz- und Wettbewerbsrecht, NJW2000, Heft 34, 2457. なお、団体訴訟制度について手続法に関する理論を中心として執筆された論文を今後別稿にて紹介する予定である。
- (10) 平成二〇年四月二五日、消費者契約法が改正され、適格消費者団体による差止請求の対象が拡大された。すなわち、商



品又は役務の内容について著しく優良であると誤認される表示や、商品又は役務の取引条件について著しく有利であると誤認される表示をする行為という景品表示法で規定されている行為並びに不実告知、故意の事実不告知、威迫・困惑等の不当な勧誘行為、著しく虚偽又は誇大な広告およびクーリング・オフを無意味にするような特約又は契約の解除等に伴う損害賠償等の額を過大にする特約等を含む契約の締結という特定商取引法で規定されている行為について、適格消費者団体は当該行為の差止めを求めることができることとなった。